

狂犬病ワクチン接種の見直し意見に対する 日本獣医師会の見解

【要 約】

狂犬病ワクチン接種の見直し意見に対する日本獣医師会の見解

公益社団法人 日本獣医師会

1 OIE による PVS 評価報告書の要約

日本においては、BSE、狂犬病、豚コレラ（CSF）が長期間無発生であり、強固な水際対策を実施
【指摘】 義務的な BSE 検査、飼料安全性試験、狂犬病ワクチン接種、能動的 CSF 検査等の過度に厳格なリスク軽減措置の見直し

【日本獣医師会の見解】

- (1) OIE は、2030 年までに犬介在狂犬病による人の死亡例をゼロにする目標の実現のため、狂犬病清浄国等に対しても公的なワクチン接種の実施を推奨
- (2) 台湾では 52 年ぶりに野生動物で狂犬病が発生・続発し、犬にも感染、わが国では野生動物の本病サーベイランスが実施されておらず、本病清浄性さえ疑問
- (3) PVS 評価において検査の見直しが指摘された豚コレラが 26 年ぶりに発生し、野生イノシシにも感染拡大、特定家畜伝染病として厳重な警戒措置が講じられてきた豚コレラでさえ防疫対応に苦慮
- (4) PVS 評価における豚コレラ検査、狂犬病ワクチン接種等の見直しの指摘が妥当かきわめて疑問

2 国内疫学研究報告の要約

わが国で現状の検疫システムが維持・遵守された場合、本病の侵入リスクは 49,444 年に 1 回
【結論】 わが国において輸入規則が遵守され、早期発見能力の整備と防疫対応の準備を怠らなければ、わが国における狂犬病ワクチン接種の義務付けは正当化されない

【日本獣医師会の見解】

- (1) 推定の前提は、①輸入規制の遵守、②早期発見能力の整備、③防疫対応の準備であるが、次のような問題が存在
 - ①狂犬病はすべての哺乳動物に感染する一方、密輸入の防止等には限界
 - ②特定家畜伝染病である口蹄疫、豚コレラ等の早期診断でさえ課題がある中で、60 年以上も発生がない狂犬病の早期診断・摘発が可能かどうか疑問
 - ③台湾のような野生動物における本病感染及びまん延の可能性が考慮されていない
- (2) 世界中に常在している狂犬病により毎年 5 万人以上が犬介在狂犬病で死亡、人間が犬を家畜にしたのは 3 万年前等の事実に鑑み、今後 5 万年もわが国で発生がないとする報告の結論は、疫学情報の欠損等推計の前提に問題がある可能性

3 今後におけるわが国の対応方向（日本獣医師会の提案）

- (1) わが国は、OIE が推奨する狂犬病対策として、①獣医師による狂犬病診断能力の向上・維持、野生動物を含めた狂犬病発生監視体制の確立、②犬の飼育頭数の正確な把握と公的なワクチン接種体制の強化によるワクチン接種率 70% 超（WHO 勧告）の達成、③厳格な輸入検疫措置の実施等、包括的な狂犬病防疫体制を早急に確立する必要
- (2) わが国としては、狂犬病の防疫体制及び清浄化の経験を本病常在国に対して積極的に助言・普及し、WHO 及び OIE が掲げる人の死亡例ゼロの目標達成に向けて貢献していくことが役割であり、国内における狂犬病の再発生を防止する道

狂犬病ワクチン接種の見直し意見に対する 日本獣医師会の見解

公益社団法人 日本獣医師会

平成 28 年 10 月に調査が行われ平成 30 年 7 月に報告書が公表された国際獣疫事務局（OIE）の獣医組織能力（PVS）評価、並びに平成 29 年 2 月に開催された第 13 回日本獣医内科学アカデミー学術大会における国内疫学研究報告及び Epidemiol Infect, 145:1168-1182 (2017) において、わが国の狂犬病ワクチン接種の見直しについて意見が述べられた。

今般、これらの意見に対して日本獣医師会としての見解を取りまとめたので報告する。

1 OIE による PVS 評価報告書の狂犬病関連部分の要約

日本においては、BSE、狂犬病、豚コレラ（CSF）が長期間にわたり発生がなく、強固な水際対策が講じられているにもかかわらず、義務的な BSE 検査、飼料安全性試験、狂犬病ワクチン接種、能動的 CSF 検査などが行われている。疫学的リスクと費用便益分析を検討し、国際的基準や規範と比較して過度に厳格なリスク軽減措置は見直す余地がある。長期的には、狂犬病及び BSE に関連する法令を、リスクの低下を考慮して、関連する一般的な動物衛生及び公衆衛生に関する法令に吸収することを検討する。

2 国内疫学研究報告「狂犬病ワクチン接種の必要性について ～海外との比較」の要約

わが国への狂犬病侵入ルートは、検疫の網を破られること、米軍による犬猫の持込み等があげられるが、現状の検疫システムが維持・遵守された場合、本病の侵入リスクは 49,444 年に 1 回である。本病がわが国に侵入・発生した場合、最初の感染犬の発見までに 30 日間を要することを前提とすると、国内でワクチン接種が行われていない場合は 9.3 頭が発症し、ワクチン接種が行われている場合には 1.5 頭に抑制することができる。そのうえで、結論として「わが国において輸入規則が遵守され、早期発見能力の整備と防疫対応の準備を怠らなければ、わが国における狂犬病ワクチン接種の義務付けは正当化されない。」としている。

3 PVS 評価及び国内疫学研究報告に対する日本獣医師会の見解

(1) OIE の PVS 評価について

① OIE は、2018 年の OIE 総会において、2030 年までに犬介在狂犬病による人の死亡例をゼロにする目標を掲げている。この目標を実現するため、犬等に狂犬病が発生している国に対しては、①サーベイランス、②公的なワクチン接種、③輸入検疫措置及び④選択的な殺処分を求めている。また、犬科以外の動物種において狂犬病が発生している国及び狂犬病清浄国に対しては、④以外の措置を要求している（参考 1）。このような要請を受け、2017 年に狂犬病の発生がないと報告している 78 カ国（加盟 182 カ国・地域の 43%、うち 11 カ国は清浄国宣言）のうち 29% はワクチン接種を行っている（18% は①～④のすべての措置、11% はワクチン接種を含む措置を実施）。さらに OIE コード第 8.14 章「狂犬病ウイルス感染症」の 32 条 2) においても、「高リスク動物への予防的ワクチン接種は、狂犬病のステータスに影響を与えない。」と規定している。

このように OIE は、狂犬病対策については、犬介在による人の死亡例ゼロを目標に掲げ、本病清浄国を含めたすべての国に対して犬への公的なワクチン接種を推奨している。

②わが国においては、戦後における狂犬病のまん延を踏まえ、1950 年に狂犬病予防法が家畜伝染病予防法から切り離す形で制定され、強力な撲滅対策により 1957 年には全国で狂犬病の発生ゼロを達成し、以後 61 年間にわたり国内感染は報告されていない。このような狂犬病の清浄化達成は、①島国であるため防疫活動が効率的に実施できた、②野生動物の間に狂犬病の流行がなかった、③コウモリと犬との間に生活圏の重複がなかった、④国民の民度が高く狂犬病予防に協力的であったことなどによるものである（「ヒトの狂犬病 —忘れられた死の病—」高山直秀著、2015 年 7 月 25 日改訂新版第 1 刷）。

③平成 24 年（2012 年）、わが国と同様に長期間にわたって清浄国であった台湾において 52 年ぶりに野生のイタチアナグマで狂犬病が発生し、犬にも感染が確認さ

れた。台湾においてはその後も野生動物において継続的に発生しており、2013年から2017年までの5年間に合計607頭で発生が確認されている。このような台湾における狂犬病の発生確認は、野生動物の間で長期にわたって感染、潜伏していたものが野生動物に対するサーベイランスの結果発見されたものであり、これまで野生動物の本格的な本病サーベイランスを実施してこなかったわが国の本病清浄性さえ疑われるところである。

- ④一方、PVS評価において狂犬病ワクチン接種と同様に検査の見直しが推奨されている豚コレラについては、平成30年9月に26年ぶりに岐阜県で発生が確認され、これまで6例の養豚経営及び80頭を超える野生イノシシで発生している（平成30年12月28日現在）。初発生後4カ月間にわたり集中的な防疫措置が実施されたにもかかわらず、本病は終息に至らないばかりか、野生イノシシにおける感染拡大が防止できない状況となっている。このような家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病として厳重な警戒措置が講じられてきた豚コレラでさえ防疫対応に苦慮している現状に鑑みれば、PVS評価における豚コレラ検査等の見直しの指摘が妥当なものであるかきわめて疑問である。

(2) 国内疫学研究報告について

この疫学研究報告は、次のとおり、使用された疫学情報が欠損している等、推計の前提に問題があるものと考えられる。

- ①結論として、わが国に対する侵入リスクは49,444年に1回としているが、6カ国・地域を除く世界中の地域において、毎年5万人以上の人間が狂犬病で死亡し、その感染源の大半が犬由来であることを踏まえれば、科学的に妥当な数値とは考えられない。そもそも人間が犬を家畜にしたのは3万年前とされ、犬の狂犬病の科学的記録が紀元前450年頃とされている中において、今後約5万年もの長期にわたってわが国での発生がないとする報告の結論自体に疑念を抱かせるものである。
- ②推定の前提として、輸入規制の遵守と早期発見能力の整備及び防疫対応の準備を怠らないことをあげているが、狂犬病があらゆる哺乳動物に対する感染症である一方、輸入検疫対象は犬、猫等一部の動物に限定されていること、各種動物の密輸入の防止等には限界があること、わが国と同様に6カ月間の繋留措置を講じている英国において検疫解放後の犬で本病が発生していること等の問題点が考慮されていない。
- ③平成22年の宮崎県における口蹄疫及び今般の岐阜県における豚コレラの事例において指摘されていると

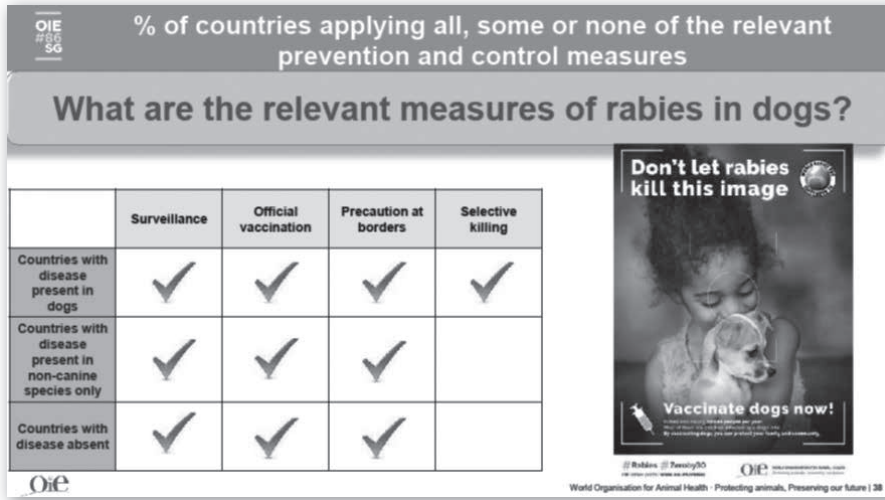
り、特定家畜伝染病として厳重な警戒措置を講じている感染症においてでさえ早期の確定診断に課題がある中で、60年以上にわたって発生がない狂犬病の早期診断・摘発が可能かどうか疑問である。

- ④わが国において、これまでWHOやOIEが推奨している野生動物を含む適切な狂犬病監視調査が実施されてこなかった状況を含め、台湾の事例にみられる野生動物における本病感染及びまん延の可能性が考慮されていない。環境省生物多様性センター資料（2017）によれば、近年、狂犬病を媒介する危険性が高いライグマ、ハクビシン、ヌートリア等が国内で野生繁殖し、その生息分布域は顕著に拡大しており、台湾における野生イタチアナグマでの本病まん延と同様の事態が懸念される。
- ⑤これらの問題点のほか、万が一わが国において狂犬病が発生した場合には、ひとたび発症すればほとんどが死に至る疾病であるために、疫学調査・研究の結果を誤り重大な失敗と批判されたBSEの事例に鑑みても、国民にきわめて大きな不安を駆り立て大混乱となることは避けられない。

(3) 今後におけるわが国の対応方向について

- ①厚生労働省調査によれば、平成29年度における犬への狂犬病予防注射頭数は4,519千頭、犬の登録頭数は6,326千頭、予防注射実施率は71.4%とされている。しかし、一般社団法人 ペットフード協会調査による犬の飼育頭数は8,920千頭であり、これに対する予防注射実施率は50.7%となる。一方、WHOは犬の狂犬病ワクチン接種率の目標を70%にするよう勧告している。
- ②WHO及びOIEが掲げる2030年までの犬介在狂犬病による人の死亡例ゼロの目標達成のためには、わが国は、OIEが推奨する狂犬病対策として、①獣医師及び医師による狂犬病診断能力の向上・維持をはじめ、野生動物を含めた狂犬病発生監視体制の確立、②犬等へのマイクロチップ装着・登録の義務付けによる犬の飼育頭数の正確な把握及び公的なワクチン接種体制の強化によるワクチン接種率70%超の達成、③厳格な輸入検疫措置の実施と違法な動物の輸入や持込みの防止等、狂犬病対策の包括的な実施体制を早急に確立する必要がある。
- ③そのうえで、わが国における狂犬病の防疫体制及び清浄化の経験を、本病常在国に対して積極的に助言・普及し、WHO及びOIEの目標達成に向けて貢献していくことこそがわが国の役割であり、国内における狂犬病の再発生を防止する道であると考えられる。

(参考 1) 2018 年 5 月, OIE 総会公表資料



(参考 2)



(参考 3)

「証言 BSE 問題の真実 全頭検査は偽りの安全対策だった！」

(2018 年 12 月 3 日, 公益社団法人 食の安全・安心財団発行, 抜粋)

「1998 年 1 月に欧州委員会が EU 各国に牛肉を輸出している国を対象にして BSE の状況の評価を開始し、日本は 2000 年 12 月に「BSE が発生している可能性が高い」という評価を受けた。農水省は、1996 年に反芻動物の肉骨粉を反芻動物に使用することを禁止する通達を出したことで、BSE を家畜伝染病予防法と畜場法の検査対象の疾病に追加して BSE の疑いがある牛の検査を始めていることなどをあげてこれに反論したが、欧州委員会は検査頭数が少ないことなどを理由にして結論を変えることはなかった。そこで日本は 2001 年 6 月にリスク評価の中止を要請し、その 3 カ月後に日本で BSE 感染牛が発見された。(中略)

1996 年は肉骨粉の使用を禁止した年であり、その時点で国内には多くの肉骨粉が存在し、その中には英国など海外か

らの輸入品があったという未確認情報もある。国が通達で使用を禁止したからといって、在庫を廃棄処分にした事業者だけでなく、一部の事業者はこれを急いで売却し、多くの牛がこれを食べたため、この年に多くの BSE 感染牛が発生した。これが 1996 年生まれの BSE 感染牛が多い理由だという推測もあるが、あながち間違っているともいえないと考える。」

上記の農林水産省の主張は、同省による疫学調査に基づくリスク評価の結果を受けたものであるが、疫学調査・研究は入手及び利用が可能な統計情報やデータを使用してリスクの推計が行われる。結果的に、欧州委員会のリスク評価のとおりわが国で BSE が発生したことに鑑みれば、同省によるリスク評価は、未確認情報や違法行為による情報が利用できないという疫学調査・研究の限界を具現したものと考えられる。